

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第49条の7第1項第3号中「第4号の4まで若しくは第4号の7」を「第4号の7まで」に、「第4号の2、第4号の3」を「第4号の3、第4号の5」に改める。

附則第8項中「附則第11条の4第1項」の次に「又は第4項」を、「附則第7条の4第2項」の次に「若しくは第5項」を加え、「同条第3項」を「条例附則第7条の4第2項若しくは第5項において準用する条例第44条の10第3項」に改める。

附則第9項中「附則第7条の4第1項」の次に「及び第4項」を加える。

附則第10項中「附則第7条の4第2項」の次に「又は第5項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第48条中「の申告書」とあるのは「に準じて作成する申告書」と、第49条の2第2項中「による」とあるのは「に準じて作成する」と読み替えるものとする。

附則第12項中「附則第11条の4第2項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第21項中「附則第8条の2の5第9項」を「附則第8条の2の5第12項」に改め、同項第1号中「(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第3項」を「から第5項まで」に、「第5号」を「第6号」に改め、同項第2号中「附則第8条の2の5第4項から第6項」を「附則第8条の2の5第6項から第8項」に改め、同項第3号中「附則第8条の2の5第7項」を「附則第8条の2の5第9項から第11項まで」に、「同項第2号及び第3号」を「同条第9項第2号から第4号まで、第10項及び第11項第3号から第5号まで」に改める。

附則第22項中「(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)、第2項又は第3項」を「から第5項まで」に改める。

附則第28項及び第29項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別記第6号様式の7その3摘要の事項中「又は別記第14号様式の3その4若しくは同様式その6」を「、別記第14号様式の2その3又は別記第14号様式の3その6若しくは同様式その8」に改め、同様式その4摘要の事項中「別記第14号様式の3その5」を「別記第14号様式その8、別記第14号様式の2その4又は別記第14号様式の3その7」に改める。

別記第49号様式の5その1中「設立形態」を「設立の形態」に、

「

」を「

」に、「提出年月日」を「の提出年月日」に、

「

税理士署名押印	Ⓜ	事務所所在地	〒 電話（ ） -
---------	---	--------	--------------

」

を

「

税理士署名押印	Ⓜ	事務所所在地	〒 電話（ ） -
---------	---	--------	--------------

」

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿	
---------	----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

※北海道・市町村処理欄	法人名簿		入力帳票		処理結果表		
-------------	------	--	------	--	-------	--	--

「

」を「

」に、

「

所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
-------	-------	-------	--

」

を

「

所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
(注) 納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 ※ 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合には、納税地の所轄税務署長に「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。	☐ 有 ☐ 無（名称等変更有）	☐ 無（名称等変更無）

」

に、

「

税理士署名押印	㊞	事務所所在地	〒 電話（ ） -
---------	---	--------	--------------

」

を

「

税理士署名押印	㊞	事務所所在地	〒 電話（ ） -
---------	---	--------	--------------

」

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿
---------	----	--	-----	--	------	--	----	--	----

※北海道・市町村処理欄	法人名簿		入力帳票		処理結果表		
-------------	------	--	------	--	-------	--	--

に改める。

別記第51号様式の4中

「

鉄筋コンクリート造等の住宅 前25年以内の新築	該 当 ・ 否
そ の 他 の 住 宅 前 2 0 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否
昭和57年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合 する旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

」

を

「

昭和57年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合 する旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

」

に改める。

別記第54号様式（表）中

「

鉄筋コンクリート造等の住宅 前25年以内の新築	該 当 ・ 否
そ の 他 の 住 宅 前 2 0 年 以 内 の 新 築	該 当 ・ 否
昭和57年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合 する旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

」

を

「

昭和57年1月1日以後の新築	該 当 ・ 否
地方税法施行令第37条の18 第2項に規定する基準に適合 する旨の証明がされたもの	該 当 ・ 否

」

に改め、同様式（裏）添付書類の表1の項中「新築日」の次に「及び延べ床面積」を加え、「表題登記済証」を「表題登記の登記申請書（法務局の受付印が押印されているもの）」に、「建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し」を「検査済証の写し（検査済証に延べ床

面積の記載がない場合は、併せて、建築確認申請書（１面から５面）の写し及び確認済証の写し）」に、「売買契約書の写し」を「所有権の移転を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど又は登記名義変更後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書（土地））」に改め、同表２の項中「建売住宅」の次に「分譲マンション」を加え、「購入した」を「取得した」に改め、「新築日」の次に「及び延べ床面積」を

加え、「表題登記済証」を「表題登記の登記申請書（法務局の受付印が押印されているもの）」に、「建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し」を「検査済証の写し（検査済証に延べ床面積の記載がない場合は、併せて、建築確認申請書（１面から５面）の写し及び確認済証の写し）」に改める。

別記第61号様式の２（裏）記載要領１及び２を次のように改める。

１ 「エコカー減税」の欄には、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（バリアフリー、ＡＳＶ特例にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ＡＳＶ特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

- | | |
|---|-------|
| (1) 電気自動車、天然ガス自動車（21年排出ガス10パーセント低減）（非課税） | ・・・ 1 |
| (2) プラグインハイブリッド自動車（非課税） | ・・・ 2 |
| (3) 低排出ガスディーゼル乗用車（非課税） | ・・・ 3 |
| (4) 17年排出ガス75パーセント低減かつ32年度燃費＋20パーセント達成ガソリン車（乗用車）（非課税） | ・・・ 4 |
| (5) 17年排出ガス75パーセント低減かつ32年度燃費＋10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（20/100税率） | ・・・ 5 |
| (6) 17年排出ガス75パーセント低減かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（乗用車）（40/100税率） | ・・・ 6 |
| (7) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ガソリン車（乗用車）（60/100税率） | ・・・ 7 |
| (8) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋５パーセント達成ガソリン車（乗用車）（80/100税率） | ・・・ 8 |
| (9) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋25パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（非課税） | ・・・ A |
| (10) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋20パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | ・・・ B |
| (11) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋15パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | ・・・ C |
| (12) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | ・・・ E |
| (13) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋５パーセント達成ガソリン車（2.5トン以下バス・トラック）（80/100税率） | ・・・ F |
| (14) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） | ・・・ H |
| (15) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | ・・・ K |
| (16) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費＋５パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | ・・・ L |
| (17) 17年排出ガス75パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | ・・・ M |
| (18) 17年排出ガス50パーセント低減かつ27年度燃費＋15パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | ・・・ N |
| (19) 17年排出ガス50パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | ・・・ P |
| (20) 17年排出ガス50パーセント低減かつ27年度燃費＋５パーセント達成ガソリン車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | ・・・ R |
| (21) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（非課税） | ・・・ T |
| (22) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | ・・・ U |
| (23) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋５パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | ・・・ W |
| (24) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | ・・・ X |
| (25) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋15パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（20/100税率） | ・・・ ア |
| (26) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋10パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（40/100税率） | ・・・ エ |
| (27) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋５パーセント達成ディーゼル車（2.5トン超3.5トン以下バス・トラック）（60/100税率） | ・・・ オ |
| (28) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋15パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（非課税） | ・・・ カ |

- (29) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（20/100税率）・・・キ
- (30) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費＋5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（40/100税率）・・・コ
- (31) 21年排出ガス10パーセント低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（60/100税率）・・・サ
- (32) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋15パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（20/100税率）・・・シ
- (33) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋10パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（40/100税率）・・・ス
- (34) 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費＋5パーセント達成ディーゼル車（3.5トン超バス・トラック）（60/100税率）・・・セ

2 「中古車特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、上記1(1)～(20)、(28)～(34)のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（ただし、「非課税」は「45万円控除」に、「20/100税率」は「35万円控除」に、「40/100税率」は「25万円控除」に、「60/100税率」は「15万円控除」に、「80/100税率」は「5万円控除」に読み替える。また、(28)～(34)については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とする。）。

また、「中古車特例」において、上記1(4)～(13)のうち、JC08モード燃費値を算定していない自動車について、「32年度燃費＋20パーセント達成」は「22年度燃費＋80パーセント達成」に、「32年度燃費＋10パーセント達成」は「22年度燃費＋65パーセント達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費＋50パーセント達成」に、「27年度燃費＋10パーセント達成」は「22年度燃費＋38パーセント達成」に、「27年度燃費＋5パーセント達成」は「22年度燃費＋32パーセント達成」に、「27年度燃費＋25パーセント達成」は「22年度燃費＋57パーセント達成」に、「27年度燃費＋20パーセント達成」は「22年度燃費＋50パーセント達成」に、「27年度燃費＋15パーセント達成」は「22年度燃費＋44パーセント達成」に読み替えるものとする。

別記第61号様式の2（裏）記載要領3中「(21)」を「(34)」に改め、同様式（裏）記載要領4を次のように改める。

4 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号又は記号を枠内に記入すること（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」又は「バリアフリー、ASV特例」のうち、適用を受けようとする一方にのみ記入すること。）。

- (1) ノンステップバス（1,000万円控除）・・・1
- (2) リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）・・・2
- (3) リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）・・・3
- (4) ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）・・・4
- (5) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除）・・・5
- (6) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（350万円控除）・・・6
- (7) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（20トン超22トン以下トラック）（350万円控除）・・・7
- (8) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）・・・8
- (9) ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）・・・9
- (10) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（350万円控除）・・・A
- (11) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（350万円控除）・・・B
- (12) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（20トン超22トン以下トラック）（350万円控除）・・・C
- (13) ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（350万円控除）・・・E
- (14) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（3.5トン超8トン以下トラック）（525万円控除）・・・F
- (15) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（8トン超20トン以下トラック）（525万円控除）・・・H
- (16) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20トン超22トン以下トラック）（525万円控除）・・・K
- (17) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（20トン超22トン以下トラック）（350万円控除（H28.11.1以降））・・・L
- (18) ASV（衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両）（5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等）（525万円控除）・・・M

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、平成26年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-